

# 高額被害に発展する架空料金請求詐欺の主な手回

名義貸しによる刑事罰を回避するための示談金等を請求するニセ電話

- 1** 自宅の固定電話に警察官や生活相談センターの職員等を名乗る者からの電話!

A社とB社、C社、D社の会員になられていますが、長く利用されていません。

詐欺に利用されるおそれがありますので、退会した方がいいです。

こちらで退会手続きを依頼します。

最初は、犯人側が親切な第三者を装って手続きをしてくれるような形で話が始まる!

- 2** 早ければその日の内か、後日に①の者から手続きの状況に関する電話!

A社とB社、C社の会員登録は退会手続きできましたが、D社だけは退会手続きできませんでした。

退会手続きをするには代わりに会員になってくれる人が必要です。

代わりにしてくれる人はいますか?

代わりに人がいなければ、こちらでボランティアの人にあたってみます。

急に言われて...

- 3** そしてその日の内か、後日に①の者から代りの人が見つかったという電話!

NPOの〇〇さんが代わりに会員になってくれることになりました!

NPOの〇〇さんに会員を移行して、あなた(被害者)の会員登録は削除しておきます。

よかった! これで安心だね!

何となく! まじかや! よかったです!

いやあああ!

- 4** 後日、会員登録の削除ができるはずだったD社の社員を名乗る者から電話!

NPOの〇〇さんが福島県の放射線除染会社から除染機を2台購入しています。

まだ会員の移行手続きができていないので、これはあなた(被害者)が名義貸したことになります。

顧問弁護士と今回の件を監督官庁に説明に行きます。

名義貸しは犯罪になります。

お金いくらあります?

- 5** D社の社員を名乗る者と連続した電話!

民事事件にするためには2,000万円の示談金が必要です。

示談金は〇月ころに返されます。

周りにバレたら民事事件にできなくなりますので毎日ATMで限度額のお金を下ろして準備しておいてください。

今日はいくら下ろせましたか?

わあ、かかりました!

- 6** 出金したお金が数百万円になったら公園等に誘い出して受け子がお金を取りに来る!

監督官庁△△さんの部下である〇〇という人がお金を取りに行きます。自宅近くの公園に来てください。

〇〇です。お金を受け取りにまいりました。

よろしく! お願いします!

★1回目のお金の受け渡しが行われた以降は、「あと〇〇円必要だ」等という金銭要求が続き、被害者に数百万円のお金が準備できた段階で受け子がお金を取りに来ることが、約1か月から2か月にわたって繰り返される!

★多額のお金をだまし取られ、犯人側との連絡が途絶えたところで警察に相談して発覚!

電話でお金はすべて詐欺!  
すぐに相談・110番!

## 防犯のポイント

- ◆ 電話でお金の話が出たらすぐに周囲の人にも相談しましょう!
- ◆ 知らない人にお金を渡してはいけません!
- ◆ 公的機関が公園等に誘い出してお金を受け取ることはありません!

